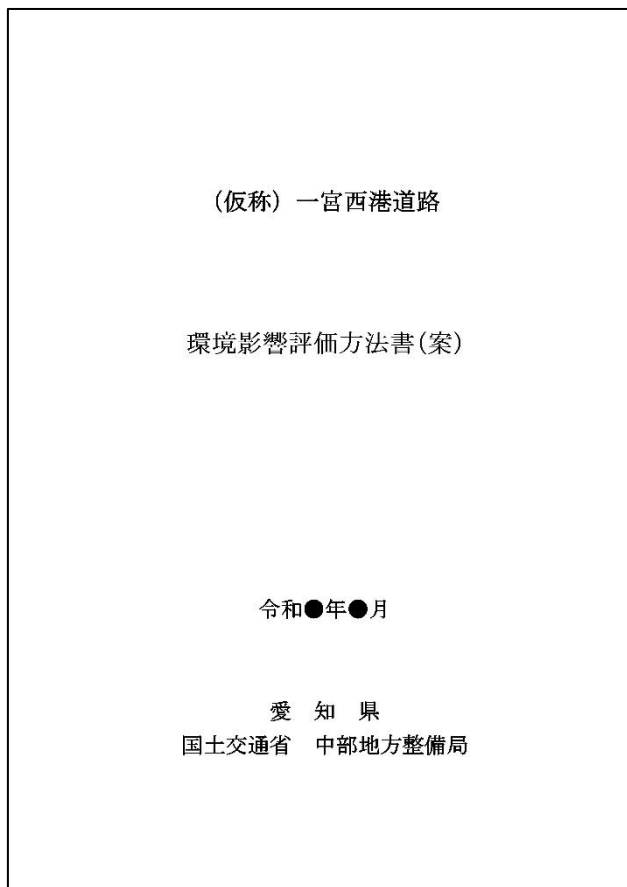
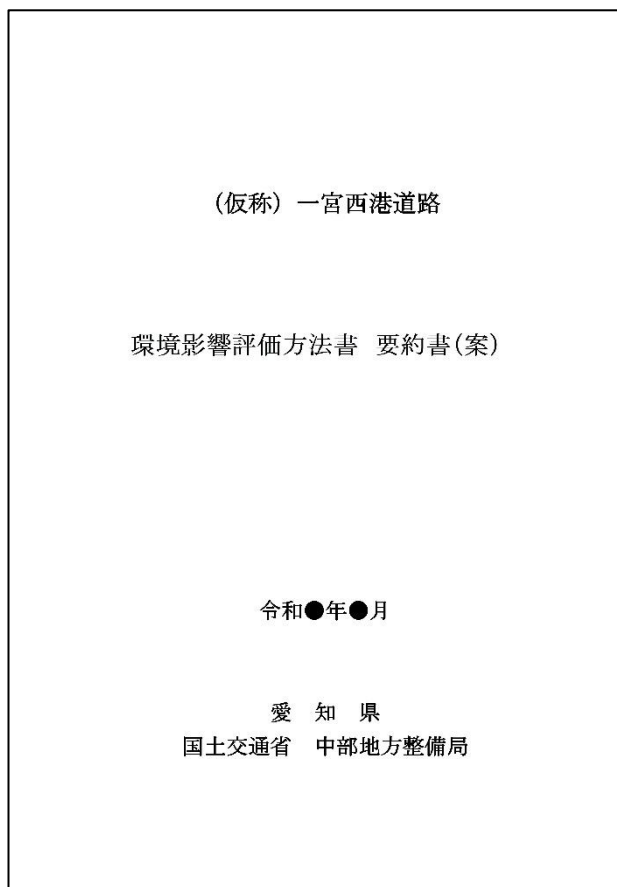


一宮西港道路の環境影響評価方法書(案)について



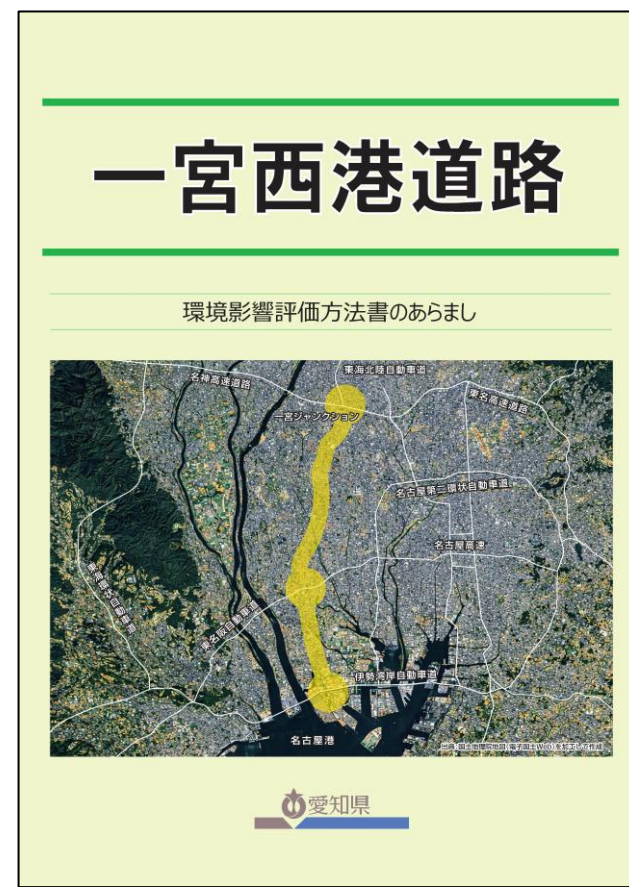
環境影響評価方法書 (案)

- ・資料3として本日概要を説明



環境影響評価方法書要約書 (案)

- ・法律に定められた方法書の要約版
- ・地域特性の内容を簡潔に記載



環境影響評価方法書のあらまし (案)

- ・図などを用いて方法書の概要を説明
- ・パンフレット形式

○方法書とは、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、法令に定められた以下の事項を記載したものです。

方法書の構成（環境影響評価法第5条第1項、国土交通省令※第17条等）

1. 都市計画対象道路事業の名称

2. 都市計画決定権者の名称

3. 都市計画対象道路事業の目的及び内容

- (1) 都市計画対象道路事業の種類
- (2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置
- (3) 都市計画対象道路事業の規模
- (4) 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数
- (5) 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度
- (6) その他、都市計画対象道路事業の内容に関する事項（既決定内容に限る）

4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

5. 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

6. 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

7. 計画段階環境配慮書の案又は配慮書についての意見と見解

8. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

■ 環境影響評価方法書 (案)

(仮称) 一宮西港道路

環境影響評価方法書(案)

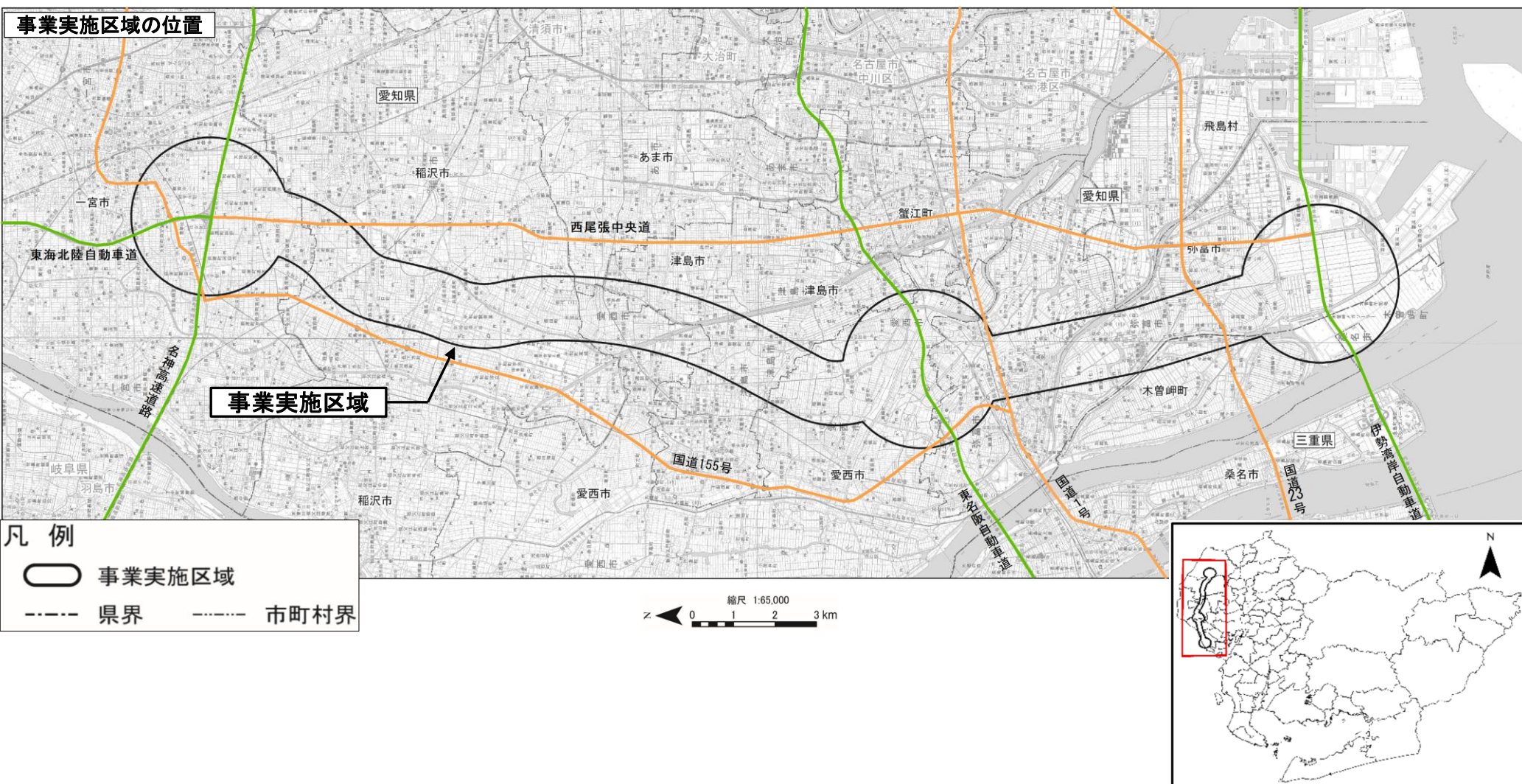
令和●年●月

愛知県
国土交通省 中部地方整備局

事業の名称	(仮称)一宮西港道路	
都市計画決定権者の名称	愛知県	
代表者の氏名	愛知県知事 大村 秀章	
住 所	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	
事業予定者の名称	国土交通省 中部地方整備局	
代表者の氏名	国土交通省中部地方整備局長 森本 輝	
住 所	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号	
事業の種類	高速自動車国道 または 一般国道(自動車専用道路)の新設	
事業実施区域の位置	起点:愛知県一宮市 終点:愛知県弥富市	
	位 置:次ページのとおり	
事業の規模	延 長:約28km	
道路の車線の数	4車線	
道路の設計速度	100km/時	
その他	道路区分 (種級)	第1種第2級
	構造の概要	嵩上式(高架構造)
	IC・JCTの設置	計画有り
	休憩施設の設置	計画有り

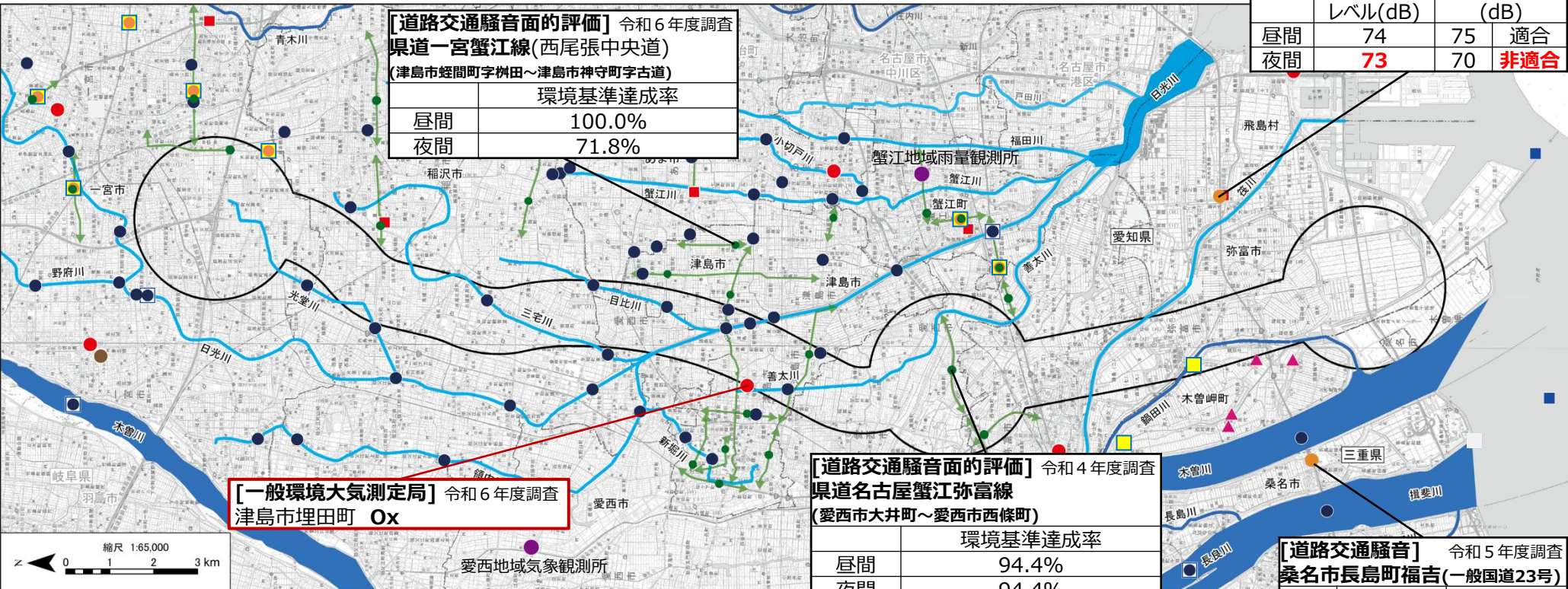
○事業実施区域：当該事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲であり、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される概ねの範囲を含む区域

※ 地域特性の把握は、原則として事業実施区域及びその周囲（以下、調査区域）【片側約3km】で実施



■ 自然的状況[生活環境(気象・大気質・騒音・振動)]

- 事業実施区域及びその周囲では、気象、大気、騒音、振動、水質等の調査が実施されています。
- 大気質のうち、光化学オキシダント(Ox)は、すべての地点で環境基準を達成していません。
- その他の大気質(NO₂・SPM・SO₂・CO・PM2.5等)については、すべての地点で環境基準を達成しています。
- 一般環境騒音は、すべての地点で環境基準を達成しています。
- 道路交通騒音の常時監視調査による面的評価は、27地点のうち9地点で環境基準を達成していません。
- 道路交通騒音に係る要請限度適合状況の測定は、9地点のうち2地点で要請限度を超過しています。
- 道路交通振動に係る要請限度適合状況の測定は、すべての地点で要請限度に適合しています。



[道路交通騒音面的評価] 令和6年度調査
県道一宮蟹江線(西尾張中央道)
 (津島市蛭間町字榎田~津島市神守町字古道)

	環境基準達成率
昼間	100.0%
夜間	71.8%

[道路交通騒音] 令和6年度調査
飛島村竹之郷1丁目(一般国道23号)

	等価騒音 レベル(dB)	要請限度 (dB)	
昼間	74	75	適合
夜間	73	70	非適合

[一般環境大気測定局] 令和6年度調査
津島市埋田町 Ox

[道路交通騒音面的評価] 令和4年度調査
県道名古屋蟹江弥富線
 (愛西市大井町~愛西市西條町)

	環境基準達成率
昼間	94.4%
夜間	94.4%

[道路交通騒音] 令和5年度調査
桑名市長島町福吉(一般国道23号)

	等価騒音 レベル(dB)	要請限度 (dB)	
昼間	78	75	非適合
夜間	77	70	非適合

- 事業実施区域
- 気象観測所
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局
- 一般環境騒音測定地点
- 道路交通騒音測定地点
- 道路交通振動測定地点
- 土壤中ダイオキシン類濃度調査地点
- 河川水質調査地点

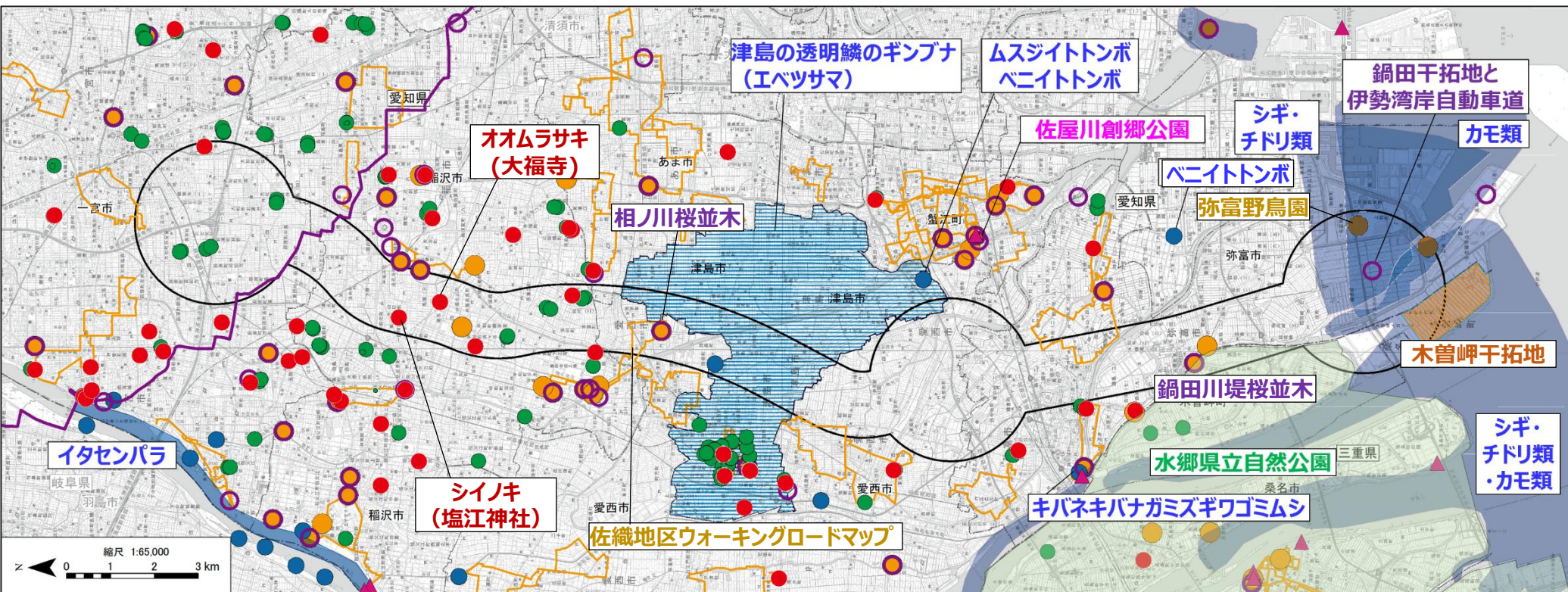
- ← 道路交通騒音面的評価区間
- 道路交通騒音面的評価区間内調査地点
- ダイオキシン類調査地点(水質・底質)
- 海域水質調査地点



■ 自然的状況[自然環境(動植物・生態系、景観資源、人と自然との触れ合いの活動の場)]

○事業実施区域には、「ナゴヤダルマガエル」等の重要な動物、「オオムラサキ」等の天然記念物が存在しています。また、注目すべき生息地である「木曾岬干拓地」等が存在しています。

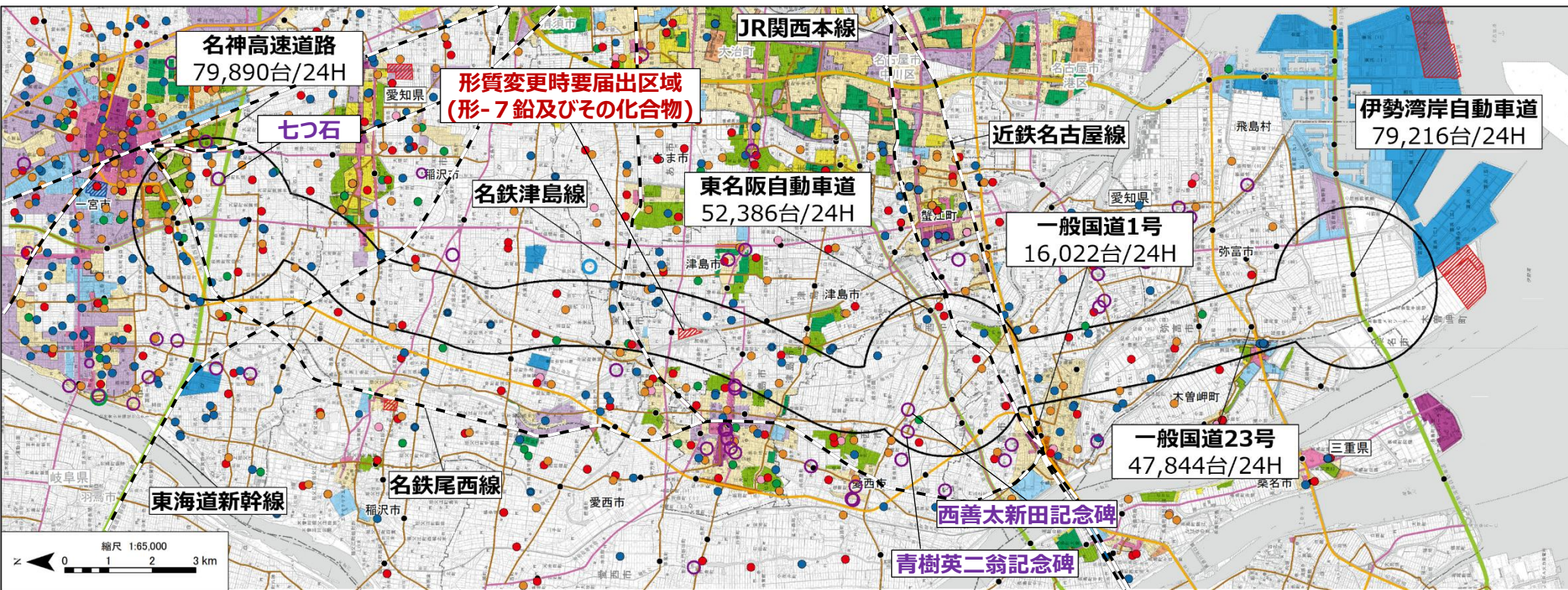
○事業実施区域には、「相ノ川桜並木」等の景観資源、「弥富野鳥園」等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。



- 重要な動物
- 巨樹巨木林
- ▨ 注目すべき生息地
- ▲ 主要な眺望点
- 自然公園
- 景観資源
- 天然記念物
- 人と自然との触れ合いの活動の場

社会的状況 [用途地域、交通の状況、環境の保全についての配慮が特に必要な施設、文化財 など]

- 事業実施区域の周辺には用途地域指定された地域が点在しておりますが、事業実施区域内は概ねが市街化調整区域となっています。
- 東名阪自動車道や一般国道1号等の主要な道路、東海道新幹線や近鉄名古屋線等の主要な鉄道が存在しています。
- 学校や病院等の環境の保全について特に配慮が必要な施設が多く存在しています。
- 記念碑等の文化財、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が存在しています。



凡例

- | | | | | | |
|---|--|--|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施区域 --- 県界 --- 市町村界 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 ■ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域 ■ 形質変更時要届出区域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 交通量調査地点 — 一般国道 — 一般県道 — 主要地方道 — 都市高速道路 — 高速自動車国道 ■ 鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学校等 ● 高校・大学等 ● 図書館 ● 幼稚園、保育園、認定こども園 ● 病院、診療所、福祉施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡 ○ 名勝 ○ 名勝地関係 |
|---|--|--|---|--|---|

計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

■ 国土交通大臣意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

○配慮書について、国土交通大臣から9件の意見があり、都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）は、意見の通りに対応する方針で作成しました。

No	項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
1	総論	<p>(1)対象事業実施区域の設定 今後の詳細なルート¹の位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ、<u>環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減</u>すること。 ア. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居 イ. 主要な河川、取水源、生物多様性の観点から重要度の高い海域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約湿地 ウ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林 エ. 鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等</p>	<p>今後の詳細なルート¹の位置及び道路構造の検討にあたっては、各論での指摘を踏まえつつ<u>環境の保全上重要な施設等への影響を回避又は極力低減</u>します。</p>
2		<p>(2)環境影響評価の項目の選定等 本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、<u>環境影響評価の項目を適切に選定</u>すること。 また、今後、本事業において、一宮西港道路への連絡道路等が計画されることにより、追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路等の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p><u>環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定</u>しました。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、<u>大気質、騒音、振動、低周波音、水質、土壌、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等</u>を選定しました。 また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の²手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。</p>
3		<p>(3)地域住民等への説明及び関係機関との連携 本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、<u>地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明</u>すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。</p>	<p><u>本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明</u>を行います。 また、本事業の実施にあたっては、関係機関と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施していきます。</p>

計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

■ 国土交通大臣意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

No	項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解(案)
4	各論 大気 質及び 騒音	<p>(1)大気環境</p> <p>事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、住居等が多数存在しており、西尾張・海部地域東部の高速アクセス性に優れ、東海北陸自動車道から名古屋港までを最短距離で接続するルート(以下「案①」という。)及び西尾張・海部地域西部の高速アクセス性に優れたルート(以下「案②」という。)については、特に住居等が多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響がより懸念される。このため、詳細なルートの位置、道路構造及び工法の検討に当たっては、工事中及び供用後における<u>大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減</u>するよう慎重に検討すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討にあたっては、工事中及び供用後における<u>大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減</u>するよう慎重に検討します。</p>
5	水環 境(及 び土壌 環境)	<p>(2)水環境</p> <p>想定区域及びその周辺には、上水道の取水源である井戸が存在しているほか、本事業は、ラムサール条約湿地に登録されている藤前干潟等に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制するルートの位置及び構造を検討することにより、<u>土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減</u>すること。</p> <p>また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施すること。</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、<u>土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減</u>するよう配慮します。</p> <p>また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施します。</p>

計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

■ 国土交通大臣意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

No	項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解(案)
6	各論 動植物及び生態系	(3)動植物及び生態系 想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイタセンパラ、「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月環境省)に絶滅危惧ⅠA類として掲載されているニッポンバラタナゴ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)において選定されている特定植物群落、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、自然公園法及び三重県立自然公園条例に基づき指定されている水郷県立自然公園、鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等が存在している。さらに、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に抽出されている「木曾三川合流域の河川・水路およびため池群」が想定区域に含まれている可能性がある。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、 <u>重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。</u> また、 <u>専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</u>	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、 <u>重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減します。</u> また、方法書以降の手続においては、 <u>専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討します。</u>
7	廃棄物等	(4)廃棄物等 ア 廃棄物について 本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、 <u>本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。</u> また、 <u>やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。</u>	本事業の実施に伴い発生する廃棄物については <u>発生量を極力抑制し、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とします。</u>
8		イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、 <u>土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。</u> また、 <u>やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。</u>	詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、 <u>土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制します。</u> また、 <u>やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とします。</u>

計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

■ 国土交通大臣意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

No	項目	国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解(案)
9	各論 温室効果ガス等	<p>(5)温室効果ガス 今後の事業計画の具体化に当たっては、「地球温暖化対策計画」(令和7年2月閣議決定)に示される2030年度、2035年度及び2040年度の温室効果ガス排出量の削減目標(以下「削減目標」という。)の達成や2050年ネット・ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、GX建設機械の認定に関する規定(令和5年10月国土交通省)に基づき認定されたGX建設機械等の省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討すること。</p> <p>また、今後、道路管理者が、道路法等の一部を改正する法律(令和7年法律第22号。以下「改正道路法」という。)に基づく<u>道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画も踏まえて本事業を実施</u>すること。</p>	<p>今後の事業計画の具体化に当たっては、削減目標の達成や2050年ネット・ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の<u>温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討</u>します。</p> <p>また、今後、改正道路法に基づく<u>道路脱炭素化推進計画が策定された場合には、当該計画を踏まえて本事業を実施</u>します。</p>

計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

■ 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

○ 配慮書について、愛知県知事（6件）三重県知事（15件）の意見があり、都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）は、意見の通りに対応する方針で作成しました。

■ 愛知県知事意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

No	項目	愛知県知事意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
1	全般的事項	(1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、 <u>方法書において丁寧に記載</u> すること。	配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容については、 <u>方法書第3章第3節において丁寧に記載</u> しました。
2		(2) 事業計画の検討に当たっては、 <u>環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減</u> すること。	事業計画の検討に当たっては、 <u>環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減</u> します。
3	2. 大気質、騒音、振動	事業実施想定区域には集落・市街地等が存在しており、事業の実施により大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。このため、 <u>生活環境への影響に配慮した事業計画</u> とするとともに、 <u>適切な調査、予測及び評価の手法</u> を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、 <u>事業実施に伴う生活環境への影響に配慮した計画</u> となるよう努めます。 また、 <u>生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法</u> を検討し、 <u>方法書第8章</u> に記載しました。
4	3. 動物、植物、生態系	事業実施想定区域及びその周辺には広い行動圏を有するチュウヒ等の重要な種が生息する木曾岬干拓地や弥富野鳥園が存在しており、また、多様な生物の生息・生育環境である水田等が広く存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、 <u>専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系への影響に配慮した事業計画</u> とするとともに、 <u>適切な調査、予測及び評価の手法</u> を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、 <u>専門家等の指導・助言を得ながら、事業実施に伴う動物、植物及び生態系への影響に配慮した計画</u> となるよう努めます。 また、 <u>動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法</u> を検討し、 <u>方法書第8章</u> に記載しました。
5	4. 景観、人と自然との触れ合いの活動の場	事業実施想定区域には主要な眺望点及び田園風景等の景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、 <u>景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画</u> とするとともに、 <u>適切な調査、予測及び評価の手法</u> を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、 <u>事業実施に伴う景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した計画</u> となるよう努めます。 また、 <u>景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法</u> を検討し、 <u>方法書第8章</u> に記載しました。
6	5. その他	方法書以降の図書の作成に当たっては、 <u>住民等の意見に配慮</u> するとともに、 <u>わかりやすい図書</u> となるよう努めること。	配慮書の案に対する <u>住民等の意見に配慮し、方法書を作成</u> しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、 <u>住民等の意見に配慮</u> するとともに、 <u>わかりやすい図書</u> となるよう努めます。

計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

■ 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

■ 三重県知事意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解（抜粋）

No	項目	三重県知事意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
1	総括事項	<p>今後の手続きにおいて、<u>居住地に対する生活環境保全上の影響等</u>について、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、<u>科学的な知見に基づいて調査及び予測を実施すること</u>。</p> <p>また、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に<u>新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること</u>。</p>	<p>居住地に対する生活環境保全上の影響等について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、<u>方法書第8章に記載しました</u>。</p> <p>また、今後、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に<u>新たな事実が生じた場合においては、必要に応じ、環境影響評価の項目及び手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応します</u>。</p>
		<p>環境保全措置の検討にあたっては、<u>環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること</u>。</p>	<p>環境保全措置の検討にあたっては、<u>環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにします</u>。</p>
3	2.水質・地下水	<p>詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の周辺情報を把握したうえで、<u>周辺水域、地下水質及び地下水位等に十分配慮した計画</u>とすること。</p>	<p>今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の周辺情報を適切に把握したうえで、道路設計上の工学的・構造的な検討を行い、<u>周辺水域、地下水質及び地下水位等に十分配慮した計画</u>とします。</p>
4		<p>詳細なルート・構造の検討に当たっては、<u>近隣河川の流域変更を生じさせない計画</u>とすること。また、鍋田川への流出負担が増加しないよう、流域治水の観点も踏まえ、雨水貯留浸透施設の整備など流出抑制対策を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う<u>流域変更を生じさせない計画</u>となるよう努めます。また、<u>鍋田川への流出負担が増加しないよう配慮し、流域治水の観点も踏まえ、事業計画の検討を進めていきます</u>。</p>
5		<p>本事業で生じる排水により、<u>周辺水域や地下水に影響を与えないよう、適切な排水管理が必要であることから、維持管理の観点も踏まえて、詳細なルート・構造を検討すること</u>。</p>	<p>今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、本事業で生じる排水により、<u>周辺水域や地下水に影響を与えないよう、適切な排水管理が必要であることから、維持管理の観点も踏まえて、道路設計上の工学的・構造的な検討を行います</u>。</p>

計画段階環境配慮書の場合又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

■ 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

■ 三重県知事意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解（抜粋）

No	項目	三重県知事意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
6	3.地盤沈下	東名阪自動車道の弥富・長島周辺は、軟弱地盤地区であることが懸念されるため、 <u>事業実施区域及びその周辺の地盤について入念的に調査を行ったうえで、ルート及び建設方法に十分配慮した計画とすること。</u>	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、東名阪自動車道の弥富・長島周辺は、軟弱地盤地区であることが懸念されるため、 <u>周辺の地盤について入念的に調査を行ったうえで、道路設計上の工学的・構造的な検討を行い、ルート及び建設方法に十分配慮した計画とします。</u>
7	4.陸生生物・水生生物・生態系	<u>道路敷設に伴う野生動植物の分離、孤立化による個体群縮小の可能性についても、今後評価を検討すること。</u>	動物、植物及び生態系への影響について、 <u>適切な調査、予測及び評価の手法</u> を検討し、 <u>方法書第8章に記載しました。</u>
8	5.景観	眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等も候補に含めるなど、 <u>選択肢を広く想定した上で主要な眺望点及び身近な視点場を選定し、景観への影響について調査及び予測を行うこと。</u>	眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等の身近な視点場も候補に含めるなど、 <u>適切に主要な眺望点を選定した上で、景観への影響について調査及び予測を行います。</u> また、 <u>景観への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法</u> を検討し、 <u>方法書第8章に記載しました。</u>
9	6.文化財	今後の手続きにおいては、 <u>埋蔵文化財包蔵地について、関係機関から最新の情報を収集したうえで、事業による影響を予測及び評価すること。</u>	事業実施区域が周知の埋蔵文化財を通過する場合、または工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、 <u>文化財保護法の規定に基づき、適切に対処します。</u>

計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

■ 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

■ 三重県知事意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解（抜粋）

No	項目	三重県知事意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
10	7.その他	環境影響評価図書については、インターネット上での公表も含め、縦覧期間後も引き続き閲覧が可能とするなど、本事業に対する <u>地域住民への理解を促進</u> するとともに、 <u>利便性の向上</u> に努めること。	環境影響評価手続中の環境影響評価図書については、 <u>縦覧期間終了後も都市計画決定権者のホームページで引き続き閲覧が可能</u> とするなど、本事業に対する <u>地域住民への理解を促進</u> するとともに、 <u>利便性の向上</u> に努めます。

※上記のほか、「大気質、騒音及び振動」1件、「陸生生物・水生生物・生態系」3件、「景観」1件の意見がありました。

計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

■ 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

- 配慮書について、一宮市長（3件）稲沢市長（4件）愛西市長（3件）弥富市長（3件）蟹江町長（3件）桑名市長（3件）あま市長（4件）木曾岬町長（7件）から意見があり、都市計画決定権者の見解（案）は、意見の通りに対応する方針で作成しました。
- 津島市長、大治町長及び飛島村長からの意見はありませんでした。

■ 一宮市長意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解（抜粋）

No	項目	一宮市長意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
1	大気質・騒音及び振動等	ルート帯の中には住居が存在することから、本事業の実施により、大気汚染物質、騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、 <u>事業に伴う交通量予測の結果を考慮したうえで詳細なルート並びに調査、予測及び評価手法を決定すること。</u>	今後の詳細なルートの検討にあたっては、 <u>計画交通量の推計結果を考慮します。</u> なお、計画交通量については、環境影響評価準備書に記載します。 また、生活環境への影響について、 <u>適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。</u>

※上記のほか、「全般的事項」1件、「動物、植物及び生態系」1件の意見がありました。

■ 稲沢市長意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解（抜粋）

No	項目	稲沢市長意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
1	景観及び人と自然との触れ合い活動の場	事業実施想定区域には、高層な建築物がなく田園風景が広がる箇所があり、 <u>景観や人と自然との触れ合い活動の場も含まれており、影響が懸念される。</u> そのため、 <u>事業の実施にあたっては、これらへの影響が最小限となるよう、計画の段階から配慮を行うこと。</u>	本事業の実施にあたっては、 <u>景観や人と自然との触れ合い活動の場への影響が最小限となるよう、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。</u>

※上記のほか、「全般的事項」1件、「大気環境」1件、「動植物の生息又は生育、植生及び生態系」1件の意見がありました。

計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

■ 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

■ 愛西市長意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解（抜粋）

No	愛西市長意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
1	当市内において、 <u>天然記念物コウノトリの生息が確認されていることから</u> 、計画を具体化する際は、 <u>最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで</u> 、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討するなど、 <u>生態環境への影響に配慮した事業計画</u> とすること。	愛西市において、天然記念物コウノトリの生息が確認されていることから、事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価手続きにおいて、 <u>最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで</u> 、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討するなど、 <u>生態環境への影響に配慮した事業計画</u> とします。

※上記のほか、2件の意見がありました。

■ 弥富市長・蟹江町長・桑名市長意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解（抜粋）

No	弥富市長・蟹江町長・桑名市長意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
1	事業計画の具体化にあたっては、 <u>生活環境を損なうことのないように十分配慮</u> すること。	事業計画の具体化にあたっては、 <u>生活環境を損なうことのないように十分配慮</u> します。

※上記のほか、2件の意見がありました。

■ あま市長意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解（抜粋）

No	項目	あま市長意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
1	農地、水環境への配慮と生態系保全	事業想定区域には、田畑、水路、河川があり、事業の実施によりこれらの影響が懸念されます。このため、緑の緩衝帯や植栽計画等を受け、 <u>農地・水路・生物多様性の保護措置を事業計画に盛り込む</u> ようお願いいたします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手續において、動物、植物、生態系への影響について、 <u>適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討</u> します。

※上記のほか、「騒音、大気汚染、振動対策」1件、「景観、人と自然の触れ合いの場の保全」1件、「その他」1件の意見がありました。

計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

■ 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解

■ 木曾岬町長意見と都市計画決定権者及び事業予定者の見解（抜粋）

No	項目	木曾岬町長意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解（案）
1	全般事項	現地調査等の実施にあたっては、地域住民や土地所有者、その他関係者等に対し、 <u>丁寧な説明を実施するとともに積極的な情報の提供を行うこと。</u>	現地調査等の実施にあたっては、地域住民や土地所有者、その他関係者等に対し、 <u>丁寧な説明を実施するとともに、必要に応じた積極的な情報提供に努めます。</u>
2	景観、人と自然との触れ合い活動の場	木曾三川河口部の美しい河川景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避・低減するため、 <u>景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定のうえ評価を行うこと。</u>	今後の環境影響評価の手續において、 <u>景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定のうえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。</u> また、 <u>景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。</u>
3	水環境	事業の実施により区域内に存在する河川の水質及び水底の底質に影響が生じないよう、 <u>河川の状態を十分に調査し、水質等の保全に努めること。</u>	事業の実施により区域内に存在する河川の水質及び水底の底質に影響が生じないよう、 <u>河川の状態を十分に調査し、水質等の保全に努めます。</u>

※上記のほか、「全般的事項」2件、「大気環境」1件、「動物、植物、生態系」1件の意見がありました。

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

■都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目（生活環境）

○環境影響評価の項目は、国土交通省令に基づき、愛知県環境影響評価指針等を参考として、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

			工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由		
			建設機械の稼働等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	既存の工作物の除去 切土工等又は 切土工等又は	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	汚染土壌の掘削等	道路(地表式又は掘割式)の存在	道路(高上式)の存在	自動車の走行		休憩所の供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●						○	事業実施区域及びその周辺に住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられる。		
			粉じん等	○	○							事業実施区域及びその周辺に住居等が存在するため、工事の実施に係る粉じん等による影響が考えられる。		
		騒音	騒音	○	○						○	事業実施区域及びその周辺に住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る騒音による影響が考えられる。		
		振動	振動	○	○						○	事業実施区域及びその周辺に住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る振動による影響が考えられる。		
		低周波音	低周波音								●	事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、かつ対象道路は高上式（高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用に係る低周波音による影響が考えられる。		
	水環境	水質	水の濁り				●					○	事業実施区域及びその周辺に日光川及び鍋田川等の公共用水域が存在するため、工事の実施に係る水質（水の濁り）への影響が考えられる。 休憩所を計画し、かつ休憩所からの汚水を公共用水域へ排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用に係る水質（水の濁り）への影響が考えられる。	
			水の汚れ										○	休憩所を計画し、かつ休憩所からの汚水を公共用水域へ排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用に係る水質（水の汚れ）への影響が考えられる。
			水の富栄養化										●	休憩所を計画し、かつ水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定する指定地域に排出する計画となった場合、土地又は工作物の存在及び供用に係る水質（水の富栄養化）への影響が考えられる。
	土壌に係る環境 その他の環境	土壌	土壌						●				事業実施区域及びその周辺に汚染土壌が存在するため、工事の実施に係る土壌汚染の影響が考えられる。	
		その他の環境要素	日照障害									○	事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、かつ対象道路は高上式（高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用に係る日照障害の影響が考えられる。	

注) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、“■”印は愛知県環境影響評価指針等に示されている項目、太枠は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

■ 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目（自然環境）

			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用				事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由（概要）
			建設機械の稼働等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	既存の工作物の除去 切土工等又は	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	汚染土壌の掘削等	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（高上式）の存在	自動車の走行	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地				○		○				事業実施区域及びその周辺に重要な種の生息環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る動物（重要な種及び注目すべき生息地）への影響が考えられる。
	植物	重要な種及び群落				○		○				事業実施区域及びその周辺に重要な種等の生育環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る植物（重要な種及び群落）への影響が考えられる。
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		○				事業実施区域及びその周辺に地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る生態系（地域を特徴づける生態系）への影響が考えられる。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				●		○				事業実施区域及びその周辺には、自然環境の保全に係る法令等により指定された地域に景観資源が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る景観資源への影響が考えられる。 事業実施区域及びその周辺に主要な眺望点及び景観資源が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な眺望景観への影響が考えられる。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				●		○		●		事業実施区域及びその周辺には、自然環境の保全に係る法令等により指定された地域に人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る景観資源への影響が考えられる。 事業実施区域及びその周辺に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられる。
		地域の歴史的・文化的特性を生かした環境の状況				■		■				事業実施区域及びその周辺に文化財等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る文化財等への影響が考えられる。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○								工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施に係る廃棄物等の影響が考えられる。
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	■									工事の実施に伴い温室効果ガス等（二酸化炭素）が発生するため、工事の実施に係る温室効果ガス等の影響が考えられます。

注）表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、“■”印は愛知県環境影響評価指針等に示されている項目、太枠は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

■ 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

○調査、予測及び評価の手法は、**国土交通省令に基づき、道路環境影響評価の技術手法（平成24・令和7年度版）**に示される手法、**並びに愛知県環境影響評価指針等**に示される参考手法を参考として、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

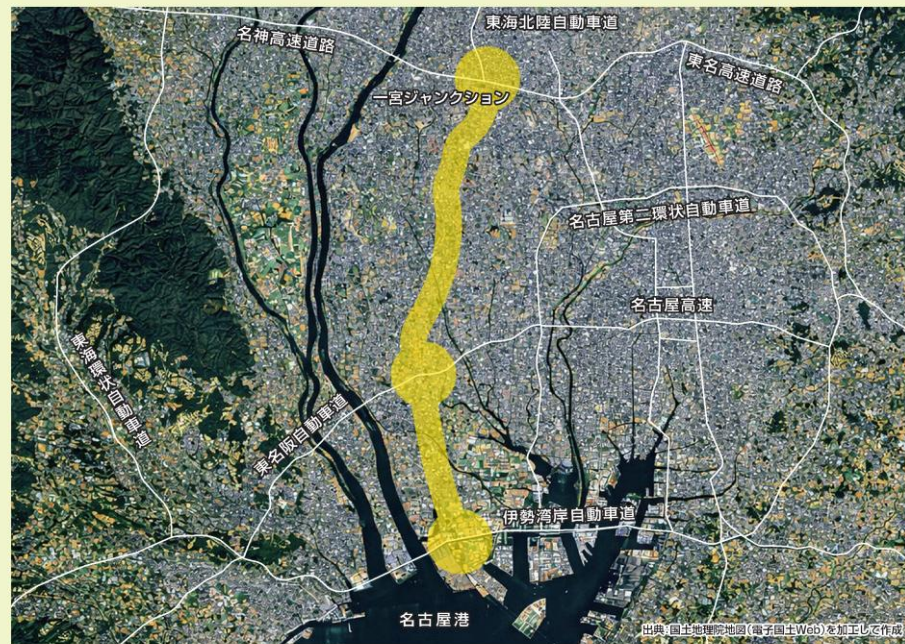
環境要素の区分			調査の手法	予測の手法
大気環境	大気質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	資料調査、 現地調査	拡散式を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度を予測
		粉じん等		事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測
	騒音	騒音		音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、騒音レベルを予測
	振動	振動		事例の引用又は解析等により得られた予測式を用いて、振動レベルを予測
	低周波音	低周波音		既存調査結果より導かれた予測式を用いて、低周波音圧レベルを予測
水環境	水質	水の濁り		類似事例を用いて推定する方法等による水の濁りの程度を予測
		水の汚れ		休憩所に設置される施設別汚水量及び施設別汚水水質の原単位を用いた原単位法による予測
		水の富栄養化		
土壌に係る環境、その他の環境	土壌	土壌		土壌汚染の問題が生じる行為・要因を明らかにすることによる予測
	その他の環境要素	日照障害		日影図の作成により構造物による日影を予測
動物		重要な種及び注目すべき生息地		重要な種等の生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測
植物		重要な種及び群落		注目種・群集の生息・生育基盤の消失・縮小する区間等及びその程度を把握し、生態系に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測
生態系		地域を特徴づける生態系		主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域等の重ね合わせにより改変の位置及びその程度を、またフォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により、主要な眺望景観の変化の程度を予測
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及び程度、利用性の変化、快適性の変化等を予測
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		地域の歴史的文化的特性を生かした環境(史跡、建造物、無形民俗文化財)と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及び程度を予測
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況			事業特性及び地域特性を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測	
廃棄物等		建設工事に伴う副産物	資料調査	工事実施に伴い発生する温室効果ガスの発生状況を把握
温室効果ガス等		温室効果ガス等		

■ 評価の手法 ①回避又は低減に係る評価：事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているかを評価

②基準又は目標との整合性の検討：基準又は目標と整合が図られているかを評価

一宮西港道路

環境影響評価方法書のあらまし



以下、参考図

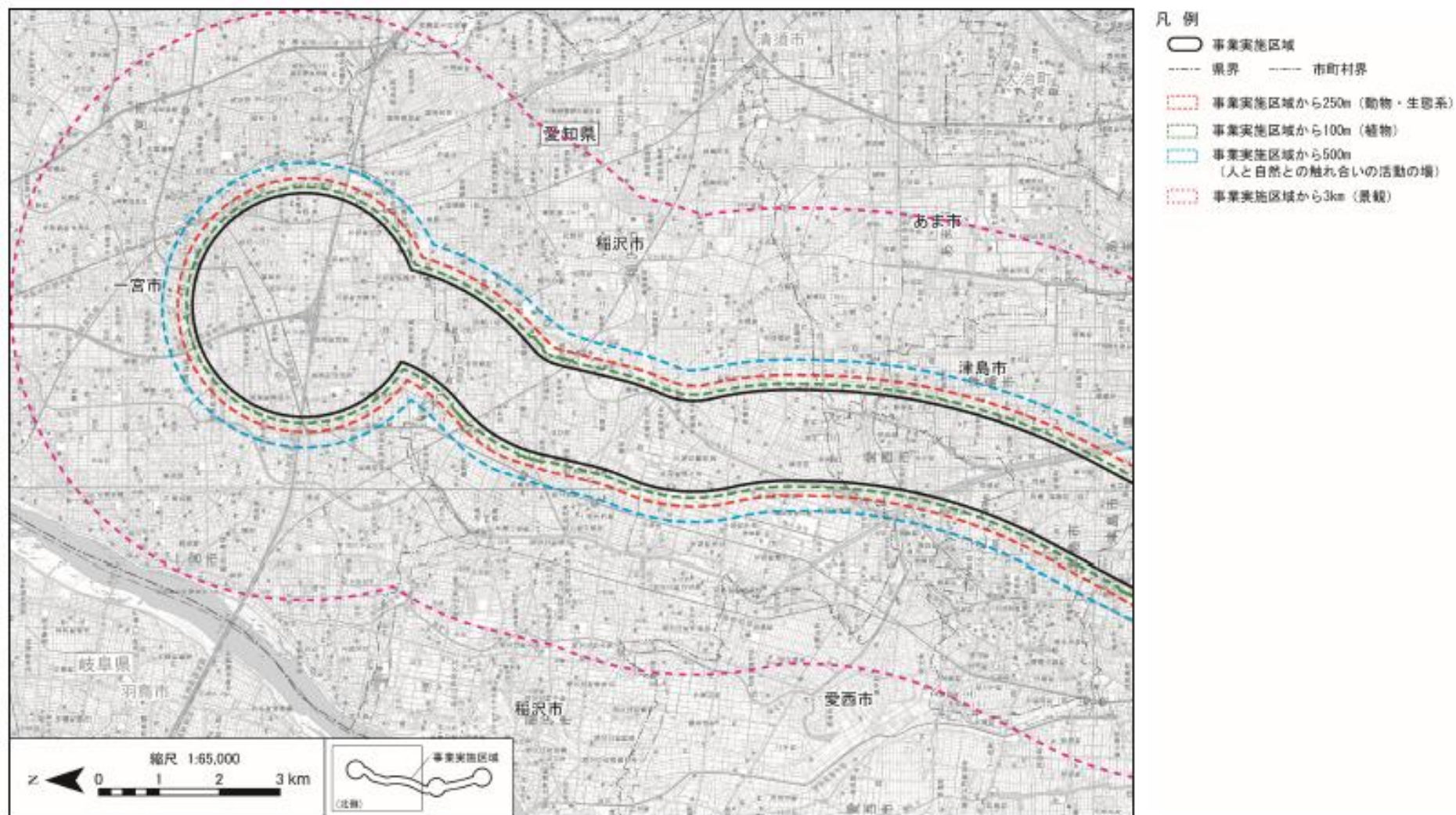


図 8-1(1) 調査地域の目安 (動物・植物・生態系・景観・人と自然との触れ合いの活動の場)

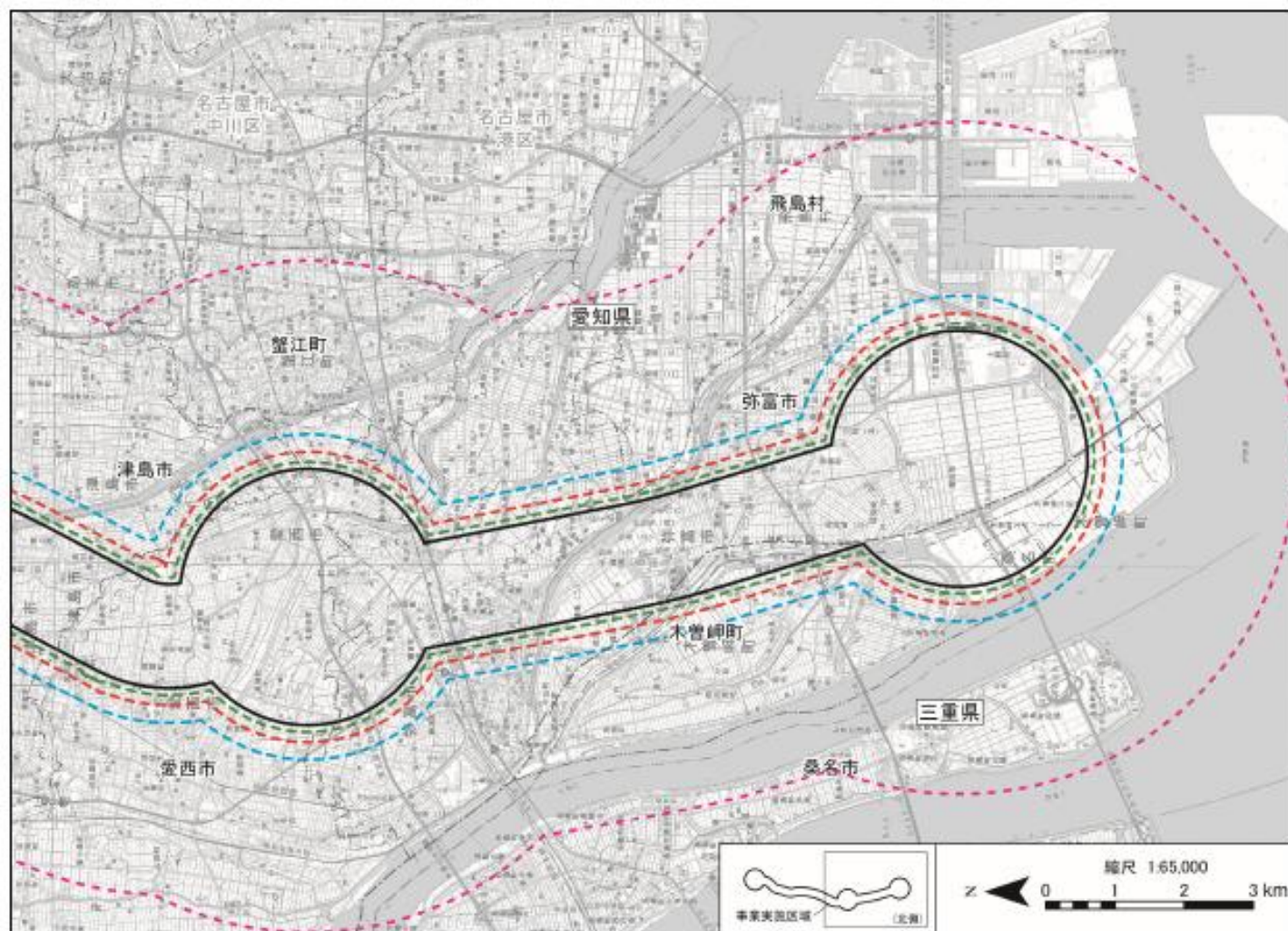


図 8-1(2) 調査地域の目安 (動物・植物・生態系・景観・人と自然との触れ合いの活動の場)